

単元株式数の変更に関する公告

平成30年10月1日

株主各位

和歌山市中島185番地の3
株式会社オークワ
代表取締役社長 神吉 康成

当社は、平成30年6月30日開催の取締役会決議により、会社法第195条第1項の規定に基づき定款を変更し、平成30年10月1日（月曜日）付をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしましたので、公告いたします。

以 上

（ご参考）

1. 上記変更に伴い、平成30年10月1日付をもって、東京証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されます。
2. 単元未満株式の買取請求及び買増請求制度のご利用に際して、平成30年10月1日以降は、100株に満たない株式が対象となります。
3. 株主各位におかれましては、本件に関する一切のお手続きは不要ですので念のため申し添えます。